

2026.6.30

令和8年度 行政事業レビュー
公開プロセス



緊急消防援助隊設備整備費 補助事業について

緊急消防援助隊の概要

目的

- 地震等の大規模・特殊災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する消防の援助体制を国として確保。

創設の経緯等

- 阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年に創設。
- 平成16年4月消防組織法の改正により法制化。
- 平成20年5月消防組織法の改正により機動力を強化。

概要

- 総務大臣が、編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定。計画に基づいて消防庁長官が部隊を登録。
- 大規模・特殊災害発生時には、消防庁長官の指示又は求めにより部隊が出動。
- 令和8年4月1日現在、下記の20小隊等で編成され、6,971隊(隊員数:26,368人)が登録。

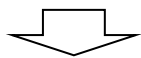
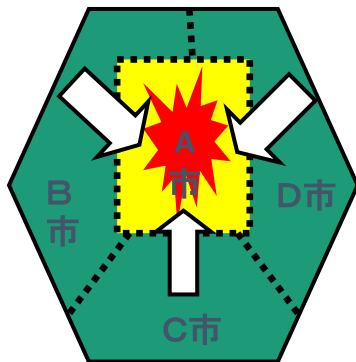
【登録隊数の概要】(注:重複を含むため合計は一致しない。)

指揮支援隊	59隊	安全管理部隊指揮隊	50隊	通信支援小隊	45隊
航空指揮支援隊	54隊	救急特別編成部隊統括救急隊	64隊	水上小隊	21隊
情報統括支援隊	9隊	都道府県大隊指揮隊	164隊	特殊災害小隊	372隊
統合機動部隊指揮隊	84隊	消火小隊	2,437隊	特殊装備小隊	516隊
IT・ITC・産業基盤災害即応部隊指揮隊	12隊	救助小隊	725隊	航空小隊	77隊
NBC災害即応部隊指揮隊	56隊	救急小隊	1,594隊	航空後方支援小隊	59隊
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	51隊	後方支援小隊	938隊		

広域消防応援における国・都道府県・市町村の関係

通常の火災・事故・災害の場合

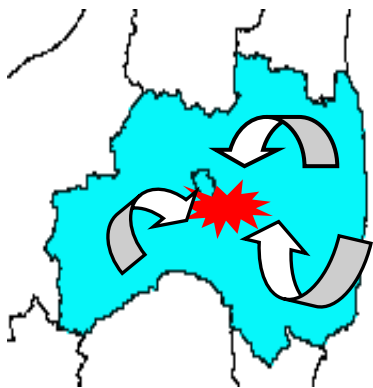
- 市町村消防責任の原則
(消防組織法第6条)
- 隣接市町村による相互応援
(消防組織法第39条)



大規模な火災・事故・災害の場合

○都道府県の対応

- 都道府県内の相互応援協定による応援
(消防組織法第39条)
- 都道府県知事による市町村長、消防長に対する災害防御措置に関する指示
(消防組織法第43条)



より大規模な火災・事故・災害の場合

○国の対応 = 緊急消防援助隊

- 消防庁長官の出動指示、求めによる緊急消防援助隊の全国規模の応援
(消防組織法第44条)

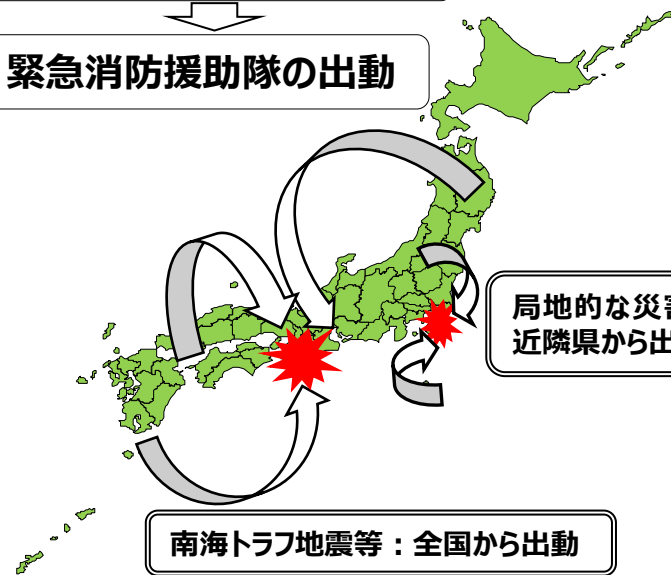
被災県知事からの応援要請



消防庁長官の求め又は指示



緊急消防援助隊の出動



<指揮体制>

消防機関の職員がその属する市町村以外の市町村の消防の**応援のため出動した場合**においては、当該職員は、**応援を受けた市町村の長の指揮の下**に行動するものとする。(消防組織法第47条)

【消防組織法】

第44条（長官等の措置要求等）

応援等の要請、応援等の措置の求め、出動の指示等

第44条の2（消防応援活動調整本部）

第44条の3（緊急消防援助隊に対する指示等）

第45条（緊急消防援助隊）

緊援隊の定義、編成・施設等の基本計画、部隊登録

第49条（国の負担及び補助）

出動の指示による場合の経費の負担、施設整備に要する経費の補助等

第50条（国有財産等の無償使用）

緊急消防援助隊の活動に必要な国有財産等の無償使用

【緊急消防援助隊に関する政令】

登録、国庫負担、国庫補助等

【省令】（緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に無償使用させる消防用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する省令）
無償使用の申請・許可・条件、現状変更、保管の原則等

岩手県大槌町林野火災における消防機関の対応

消防庁による緊急消防援助隊の部隊運用

4月22日

13:53 釜石大槌地区行政事務組合消防本部が小槌地区の火災を覚知

16:22 釜石大槌地区行政事務組合消防本部が吉里吉里地区の火災を覚知

4月23日

8:30 消防庁長官から緊急消防援助隊の出動の求め（24日に指示に切り替え）

14:00 岩手県知事から緊急消防援助隊の追加の応援要請

※ 以後、延焼状況を踏まえて部隊を増強し、**12都道県から緊急消防援助隊最大1,200人規模が出動**
地元消防本部等を含め、一日当たり最大1,400人規模で活動

5月2日

13:00 大槌町長が鎮圧宣言

5月29日

13:00 大槌町長が鎮火宣言

〔出動の指示を受けた12都道県〕

北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、東京都、新潟県、神奈川県（ヘリのみ）

※ **消防防災ヘリは最大9機体制で運用**
※ **自衛隊ヘリについても、県の災害派遣要請を受け、最大9機体制で活動**

被害状況（5月4日時点）

林野被害 【小槌】 約 446ha（精査中）
【吉里吉里】約1,187ha（精査中）

人的被害 軽傷 2名

建物被害 住家 1棟・住家以外 7棟

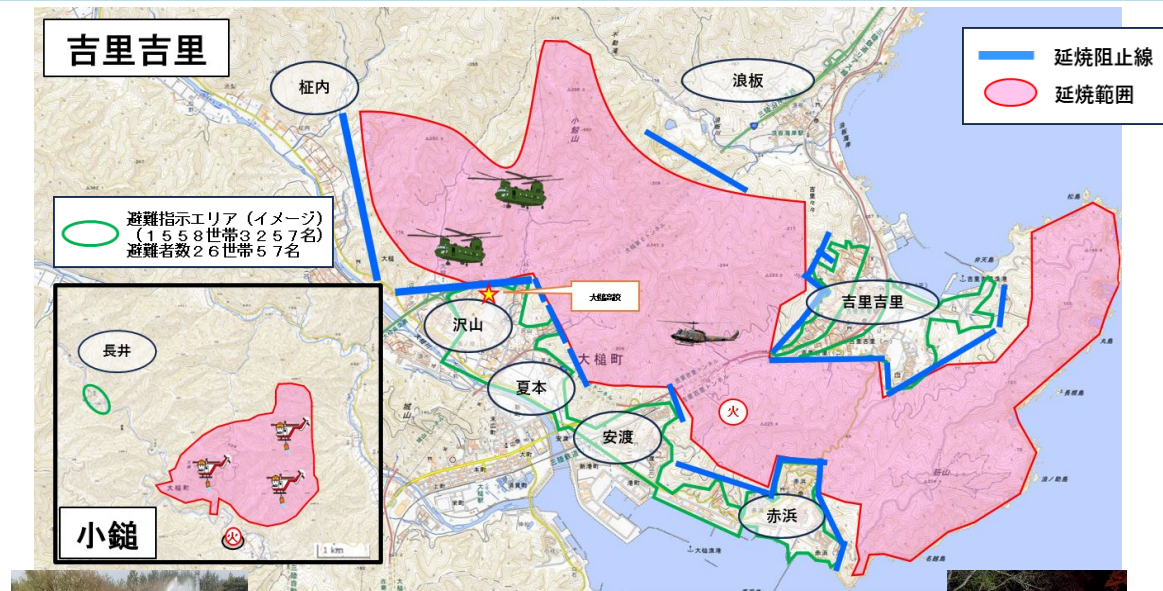
消防戦術の概要

〔航空部隊〕

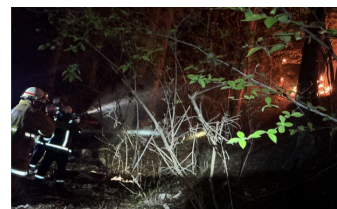
- ・市街地への延焼拡大が予想される吉里吉里地区を、自衛隊ヘリ（チヌーク）が対応。
- ・空域調整により、市街地への延焼リスクが低かった小槌地区を、消防防災ヘリが対応。
※市街地に近接し、地上部隊が届かない場合は、消防防災ヘリが随時対応。

〔地上部隊〕

- ・延焼阻止線を設定し、市街地への延焼拡大を徹底的に防御。
- ・市街地に接近した火を防御しつつ、安全確保を図りながら山中へ進出。24時間ローテーション体制で実施。
- ・市街地近辺で空中消火が行われる場合は、撤退するなど、航空・地上部隊が連携。



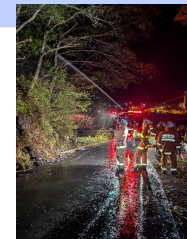
4月25日、赤浜地区
提供：新潟市消防局



4月26日 沢山地区
提供：日立市消防本部



4月25日 浪板地区
提供：常陸大宮市消防本部



4月24日 夏本地区
提供：山形市消防本部

東日本大震災以降の緊急消防援助隊の出動実績

平成7年の創設以来**48回**の出動(内訳：地震災害19回、風水害17回、噴火災害3回、火災7回、雪崩1回、列車事故1回)

災害名	死者・行方不明者数	活動期間	活動日数	延べ活動隊数	延べ活動人員	救助人員	
東日本大震災	22,336名	H23.3.11~6.6	88日	31,166隊	109,919人	5,064人	指示
平成25年台風第26号による伊豆大島の災害	43名	H25.10.16~10.31	16日	479隊	2,055人	—	
平成26年8月豪雨による広島市土砂災害	77名	H26.8.20~9.5	17日	694隊	2,634人	133人	
御嶽山噴火災害	63名	H26.9.27~10.17	21日	1,049隊	4,332人	—	
長野県北部を震源とする地震	—	H26.11.23	1日	22隊	104人	—	
口永良部島噴火災害	—	H27.5.29	1日	4隊	22人	—	
平成27年9月関東・東北豪雨	20名	H27.9.10~9.17	8日	572隊	2,246人	786人	
平成28年熊本地震	273名	H28.4.14~4.27	14日	4,336隊	15,613人	86人	
平成28年台風第10号	29名	H28.8.31~9.9	10日	825隊	3,238人	43人	
栃木県那須町雪崩事故	8名	H29.3.27~3.28	2日	6隊	20人	—	
平成29年7月九州北部豪雨	44名	H29.7.5~7.25	21日	3,090隊	11,256人	59人	
大分県中津市での土砂災害	6名	H30.4.11~4.14	4日	56隊	250人	—	
大阪府北部を震源とする地震	6名	H30.6.18	1日	2隊	11人	—	
平成30年7月豪雨	271名	H30.7.6~7.31	26日	3,713隊	15,287人	397人	指示
平成30年北海道胆振東部地震	43名	H30.9.6~9.10	5日	642隊	2,632人	24人	
令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	4名	R1.8.28~8.31	4日	172隊	583人	11人	
令和元年東日本台風による災害	121名	R1.10.13~10.18	6日	809隊	2,978人	171人	指示
令和2年7月豪雨	88名	R2.7.4~7.15	12日	1,229隊	4,866人	369人	指示
栃木県足利市林野火災	—	R3.2.25~3.3	7日	56隊	328人	—	
静岡県熱海市土石流災害	29名	R3.7.3~7.26	24日	2,097隊	7,961人	4人	指示
令和6年能登半島地震	700名	R6.1.1~2.21	52日	16,992隊	59,332人	295人	指示
令和6年9月奥能登豪雨	17名	R6.9.21~10.3	13日	1,788隊	6,318人	149人	
岩手県大船渡市林野火災	1名	R7.2.26~4.7	41日	7,618隊	28,225人	—	
愛媛県今治市林野火災	—	R7.3.25~4.10	17日	636隊	2,301人	—	
岩手県大槌町林野火災	—	R8.4.22~5.29	37日	約3,500隊	約12,500人	—	指示

緊急消防援助隊設備整備費補助金

1 概要

大規模災害や特殊災害への対応力を強化するため、緊急消防援助隊設備の整備に必要な経費の一部を補助

2 根拠法令

- 消防組織法 第49条第2項
- 緊急消防援助隊に関する政令 第6条第2項

3 補助対象設備

- 消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車 等
- 救助消防ヘリコプター及び消防艇
- 救助用資機材、救急用資機材 等
- 消防救急デジタル無線設備 等

4 補助事業の対象者

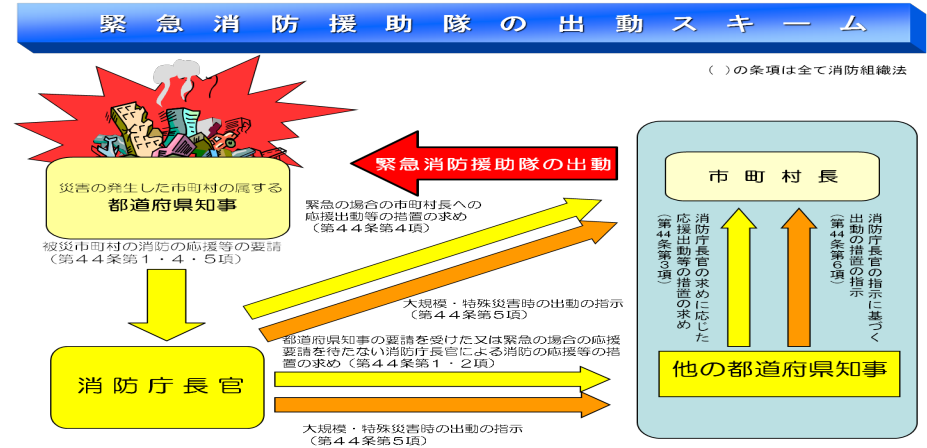
都道府県、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む）

5 補助率

1 / 2

6 予算額

- 令和8年度予算額 54.9億円（令和7年度予算額 49.9億円）



消防ポンプ自動車



救助消防ヘリコプター



緊急消防援助隊設備整備費補助金の関連法令

○ 消防組織法(昭和22年法律第226号)(抄)

(国の負担及び補助)

第四十九条 略

2 緊急消防援助隊に係る第四十五条第二項の計画に基づいて整備される施設であつて政令で定めるものに要する経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

3 略

○ 緊急消防援助隊に関する政令(平成15年政令第379号)(抄)

(施設整備に係る国庫補助)

第六条 法第四十九条第二項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車その他の消防用自動車

二 航空機及び消防艇

三 救助用資機材、救急用資機材その他の消防用資機材

四 消防救急デジタル無線設備(消防活動に係るデジタル信号による通信を行うための無線設備をいう。)その他の消防に関する情報通信を行うための施設

2 法第四十九条第二項の規定により国が行う補助の割合は、前項に掲げる施設の種類及び規格ごとに総務大臣が定める基準額の二分の一とする。

緊急消防援助隊設備整備費補助金の予算等推移

(単位:億円)

	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
当初予算 (A)	49.9	49.9	49.9	54.9
前年度から繰越し (B)	16.2	16.8	22.0	15.0
計 (C) = (A+B)	66.0	66.7	71.9	69.9
執行額 (D)	48.4	44.1	56.4	—
執行率 (D/C)	73.3%	66.2%	78.6%	—
不用額 (C-D-翌年度B)	0.8	0.5	0.4	—
要望額 (E)	45.4	62.5	51.7	67.2

緊急消防援助隊基本計画の改定（概要）

基本計画の改定

- 緊急消防援助隊基本計画は、消防組織法に基づき総務大臣が策定する計画。
緊急消防援助隊の編成（隊の構成単位、任務、装備等の基準など）、登録目標隊数、施設整備計画などが定められている。
- おおむね5年ごとに改定しており、新たに第5期基本計画（R6～R10年度）を策定。

1 目標隊数

- 近年の実災害での教訓等を踏まえ、南海トラフ地震など甚大な被害が想定される大規模災害に的確に対応できるよう、引き続き、緊急消防援助隊の登録隊数の増隊を図る。

登録目標隊数：6,600 隊 → 7,200 隊

【目標隊数と登録隊数の変遷】

第1期（4,000隊） （H16-H20）	4,165隊（H21.4）
第2期（4,500隊） （H21-H25）	4,694隊（H26.4）
第3期（6,000隊） （H26-H30）	6,258隊（H31.4）
第4期（6,600隊） （H30-R5）	6,661隊（R6.4）
第5期（7,200隊） （R6-R10）	

※（隊）は目標隊数

2 新規部隊の創設

（1）情報統括支援隊

DX資機材を活用して情報収集・整理・共有・分析を行い、統括指揮支援隊を支援する部隊として、情報統括支援隊を創設

（2）安全管理部隊

緊急消防援助隊の隊員の安全管理（二次災害防止・健康面）を専門的に行う部隊の創設

（3）救急特別編成部隊

多数の傷病者が発生する事故や大人数の転院搬送など、一時的に多数の救急車が必要となる場合に、複数都道府県大隊の救急中隊を一体的に運用する救急特別編成部隊を創設

3 運用面の見直し

近年の大規模災害時の課題への対応や、緊急消防援助隊の災害対応能力の向上等を図るため、次の見直し等を行う。

- （1）能登半島地震等の教訓を踏まえた部隊運用の強化
- （2）大型で猛烈な台風、線状降水帯等の際の出動準備都道府県の柔軟な対応
- （3）都道府県大隊の分割

※全国規模の訓練を令和8年度に開催し、運用の定着を促す

緊急消防援助隊の登録目標隊数の増隊

(1) 複合災害への対応

- 第4期基本計画では、南海トラフ地震に対応できるようにするため6,600隊を目標
- 南海トラフ地震の発災に加えて台風等の風水害が同時に発生した場合の応援体制に懸念



主要3小隊（消火、救助、救急）で概ね**450隊**の増隊

(2) 新たな部隊の創設

- 能登半島地震の教訓から、情報共有等の連携強化が必要
- 慣れない環境下での安全管理の強化
- 一時的な救急隊の増隊

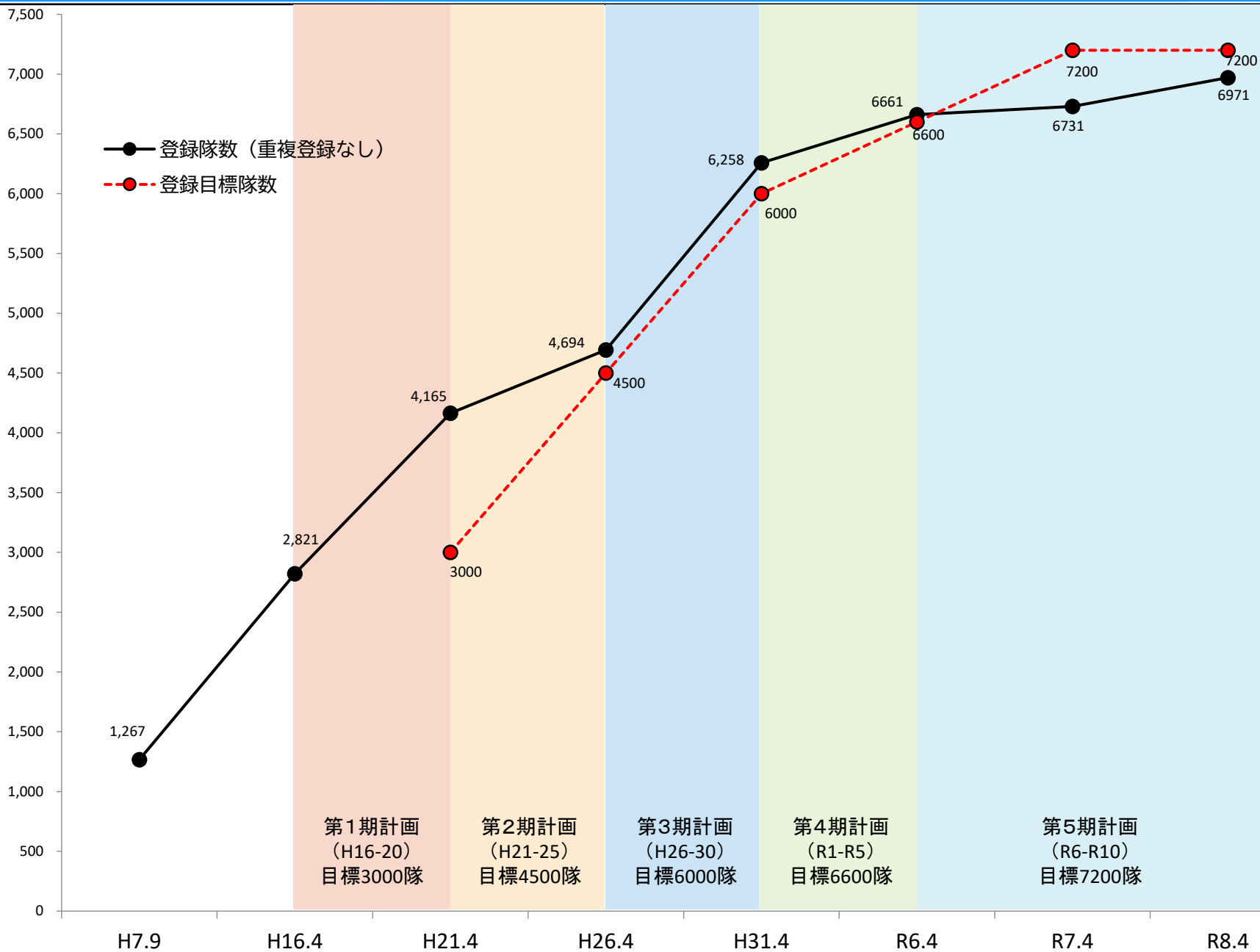


情報統括支援隊、安全管理部隊、救急特別編成部隊を編成するため概ね**100隊**の増隊

(3) その他の小隊の充実・強化

- 長期化する派遣に対応するため、**後方支援小隊**の増隊
- 迅速な情報収集のための**航空小隊**の増隊

緊急消防援助隊登録隊数の推移（重複なし）



緊急消防援助隊設備整備費補助金の目標整備の規模等

		【第5期基本計画】 本補助金による 目標整備の規模① (R6~R10)	本補助金による交付件数 (R6~R7) ②		②/① (%)	
			R6 (2024)	R7 (2025)		
車両	消防ポンプ 自動車	513台	221台	113台	108台	43.1%
	救助工作車	73台	24台	14台	10台	32.9%
	救急自動車	766台	249台	125台	124台	32.5%
	その他の 消防用自動車	102台	24台	9台	15台	23.5%
	小計	1,454台	518台	261台	257台	35.6%
航空機 等	ヘリコプター	2機	1機	-	1機	50.0%
	消防艇	2艇	1艇	1艇	-	50.0%
	小計	4機(艇)	2機(艇)	1艇	1機	50.0%

緊急消防援助隊設備整備費補助金の対象設備・基準額(R8)

区分	設備種類	基準額(千円)
消防ポンプ自動車	災害対応特殊消防ポンプ自動車 CD-II型	38,744
	災害対応特殊消防ポンプ自動車 CD-I型	30,749
	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 II型	43,675
	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 I-B型	39,262
	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 I-A型	36,861
	災害対応特殊化学消防ポンプ自動車 V型	105,616
	災害対応特殊化学消防ポンプ自動車 IV型	87,926
	災害対応特殊化学消防ポンプ自動車 III型	84,455
	災害対応特殊化学消防ポンプ自動車 II型	47,685
	災害対応特殊化学消防ポンプ自動車 I型	46,434
	災害対応特殊化学消防ポンプ自動車 大II型	147,322
	災害対応特殊化学消防ポンプ自動車 大I型	104,545
	救助工作車	救助工作車 IV型
救助工作車 III型		74,003
救助工作車 II型		66,665
救急自動車	災害対応特殊救急自動車	22,419
その他の消防用自動車	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車 38m級	173,246
	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車 30m級	121,591
	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車 24m級	111,498
	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車 18m級	89,769
	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車 15m級	80,108
	災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車	94,366
	災害対応特殊高発泡車	17,391
	災害対応特殊大型高所放水車	92,654
	災害対応特殊泡原液搬送車	23,441
	特殊災害対応自動車	112,488
	支援車 I型	42,732
	支援車 II型	39,137
	支援車 III型	13,237
支援車 IV型	9,607	
海水利用型消防水利システム	144,130	
災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車	40,449	
消防活動二輪車	2,544	

※参照：国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額
(平成16年3月30日総務省告示第281号)

区分	設備種類	基準額(千円)
航空機	救助消防ヘリコプター	1,656,940
消防艇	広域応援対応型消防艇 60t級を超えるもの	消防庁長官が定める額
	広域応援対応型消防艇 60t級	922,900
	広域応援対応型消防艇 30t級	650,700
救助用資機材	救助用資機材	29,600
	高度救助用資機材	28,577
	高度探査装置	79,595
救急用資機材	高度救命処置用資機材	10,067
	搬送用アイソレーター装置	1,616
その他の消防用資機材	緊急消防援助隊用支援資機材等	4,417
	テロ対策用特殊救助資機材	31,095
	検知型遠隔探査装置	11,983
	海水利用型消防水利システム用資機材	93,050
	ヘリコプター高度化資機材	118,470
	ヘリコプター消火用タンク	33,848
	ヘリコプター用衛星電話	15,458
消防に関する情報通信を行うための施設	消防救急デジタル無線設備 管轄面積が2,000km以上又は管轄人口が70万人以上	消防庁長官が定める額
	消防救急デジタル無線設備 1,500km以上2,000km未満 30万人以上70万人未満	981,608
	消防救急デジタル無線設備 1,500km以上2,000km未満 10万人以上30万人未満	744,668
	消防救急デジタル無線設備 1,500km以上2,000km未満 10万人未満	710,820
	消防救急デジタル無線設備 1,000km以上1,500km未満 30万人以上70万人未満	710,820
	消防救急デジタル無線設備 1,000km以上1,500km未満 10万人以上30万人未満	575,425
	消防救急デジタル無線設備 1,000km以上1,500km未満 10万人未満	541,577
	消防救急デジタル無線設備 500km以上1,000km未満 30万人以上70万人未満	541,577
	消防救急デジタル無線設備 500km以上1,000km未満 10万人以上30万人未満	406,183
	消防救急デジタル無線設備 500km以上1,000km未満 10万人未満	338,485
	消防救急デジタル無線設備 250km以上500km未満 30万人以上70万人未満	440,032
	消防救急デジタル無線設備 250km以上500km未満 10万人以上30万人未満	270,788
	消防救急デジタル無線設備 250km以上500km未満 10万人未満	236,940
	消防救急デジタル無線設備 250km未満 30万人以上70万人未満	304,637
	消防救急デジタル無線設備 250km未満 10万人以上30万人未満	169,243
消防救急デジタル無線設備 250km未満 10万人未満	135,395	
その他の消防に関する情報通信を行うための施設	ヘリコプターテレビ電送システム 機上設備	79,174
	ヘリコプターテレビ電送システム 地上設備	169,613

緊急消防援助隊設備整備費補助事業の効果発現経路

アクティビティ

令和10年度末までに緊急消防援助隊の登録隊数を7,200隊にするという目標に向けて、緊急消防援助隊の設備の整備に要する経費の一部を地方公共団体に対して補助する

アウトプット

(活動目標)
地方公共団体の申請に基づき、補助金を交付し、緊急消防援助隊の車両・資機材等の整備を支援する

(活動指標)
地方公共団体の申請に基づく交付件数

(目標値) ①
当該年度予算（繰越分を含む）に係る交付決定件数

(実績) ②
当該年度に事業が完了した件数

- ・2023年度
458件②/546件①
- ・2024年度
340件②/426件①
- ・2025年度
398件②/482件①
- ・2026年度
484件①

短期アウトカム

(成果目標)
緊急消防援助隊の活動に必要な車両等の充実強化

(成果指標)
緊急消防援助隊設備整備費補助金を交付して整備された車両等の数

(目標値) ①
当該年度予算（繰越分を含む）に係る交付決定件数（車両等）

(実績) ②
当該年度に事業が完了した件数（車両等）

- ・2023年度
300隊②/374隊①
- ・2024年度
262隊②/336隊①
- ・2025年度
258隊②/331隊①
- ・2026年度
311隊①

中期アウトカム

(成果目標)
令和10年度末までに緊急消防援助隊の登録隊数を7,200隊に増隊する。

(成果指標)
緊急消防援助隊登録隊増隊数

(目標値) ①
2023年度は第四期基本計画に基づく目標隊数、2024年度以降は第五期基本計画に基づく目標隊数

(実績) ②
当該年度4月1日時点の登録隊数

- ・2023年度
6,629隊②/6,600隊①
- ・2024年度
6,661隊②/7,200隊①
- ・2025年度
6,731隊②/7,200隊①
- ・2026年度
6,971隊②/7,200隊①

長期アウトカム

(成果目標)
緊急消防援助隊の充実強化

(成果指標)
緊急消防援助隊の登録隊数